

(目的及び設置)

第1条 この条例は、増加するごみの減量化及び資源化を促進し、良好な生活環境の保全に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

- (1) 予算で定める積立金
- (2) 基金の趣旨に添う寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平30条例19・追加)

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業等の費用に充てる場合に、これを処分することができる。

- (1) ごみの減量化及び資源化に関する事業に充てる時。
- (2) ごみの減量化及び資源化に関する市民活動に充てる時。

(平30条例19・旧第5条繰下)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30条例19・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。